

令和4年度第3回
大洲市地域公共交通活性化協議会
次 第

日 時：令和4年12月9日（金）
午後2時～

場 所：大洲市役所2階大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

(2) 大洲市地域公共交通計画の策定について

4 閉 会

大洲市地域公共交通活性化協議会構成員名簿

【令和4年11月1日現在】

No.	構成機関・団体	委員		備考
		役職	氏名	
1	大洲地域代表	-	玉木 妙子	
2	長浜地域代表	-	藤淵 良子	
3	肱川・河辺地域代表	-	山田 由美子	
4	大洲市老人クラブ連合会	会長	藤川 千文	
5	大洲市PTA連合会	副会長	丸山 あゆみ	
6	大洲商工会議所	専務理事	平井 宏	
7	大洲市社会福祉協議会	会長	福住 隆敏	
8	大洲市観光協会	事務局長	鶴岡 由寛	
9	伊予鉄南予バス株式会社	代表取締役社長	松本 真一	分科会
10	宇和島自動車株式会社	営業課長	田中 勝久	分科会
11	一般社団法人 愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	分科会
12	四国旅客鉄道株式会社	企画部長	窪 仁志	分科会
13	有限会社安全タクシー	代表取締役	森田 圭吾	分科会
14	宇和島ハイヤー株式会社	常務取締役	弓削 利明	分科会
15	一般社団法人 愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津	分科会
16	愛媛県私鉄労働組合連合会	副執行委員長	廣田 欣二	分科会
17	国立大学法人 愛媛大学	社会共創学部環境 デザイン学科教授	松村 暢彦	分科会
18	国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務・企画観光)	菊池 勝二	分科会
19	国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査)	一色 利彦	分科会
20	国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所	副所長(道路)	武智 高明	
21	愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所	所長	石井 利幸	
22	大洲警察署	交通課長	山崎 諭	
23	大洲市議会	総務企画委員長	松徳 憲二	
24	大洲市	副市長	徳永 善彦	

大洲市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（計画期間内の地域公共交通形成計画を含む。以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うことを目的に、大洲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者
- (3) 関係する道路管理者、港湾管理者及び漁業管理者
- (4) 管轄する大洲警察の代表者
- (5) 地域公共交通の利用者及び地域住民
- (6) 学識経験者
- (7) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議事を進行する。
ただし、最初に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議へ出席させ、助言等を求めることができる。

（協議結果の尊重義務）

第7条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

（分科会）

第9条 会長は、第2条各号に掲げる業務について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、復興支援課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（大洲市地域公共交通会議要綱の廃止）

2 大洲市地域公共交通会議要綱（平成20年大洲市要綱第5号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月1日大洲市要綱第65号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月2日大洲市要綱第106号）

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。